

# 葛飾区サッカー連盟一般部規約

---

- 1章 総 則
- 2章 目 的
- 3章 組 織
- 4章 事 業
- 5章 役 員
- 6章 部常任理事会
- 7章 部理事会
- 8章 経 費
- 9章 附 則

## 1章 総 則

- 第1条 本部会は葛飾区サッカー連盟一般部という。
- 第2条 本部会は葛飾区サッカー連盟規約第4条の事業を行う。
- 第3条 本部会は本連盟に登録した選手を以って組織する。

## 2章 目 的

- 第4条 本部会は葛飾区サッカー連盟一般部登録チームの切磋琢磨によって葛飾区サッカー連盟のサッカーの水準と向上・普及及び振興に努め相互の親睦を深めることを目的とする。

## 3章 組 織

- 第5条 本部会は葛飾区サッカー連盟へ加盟登録された団体で構成される。構成された団体（チーム）は、次の部制に分ける。最上位グループを1部リーグとし、その下に2部リーグをおき、またその下に3部リーグをおく。またOver-30リーグをおく。

## 4章 事 業

- 第6条 本部会は第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  1. 葛飾区サッカー連盟一般部リーグ戦
  2. 審判及び技術等の講習、研修、強化事業
  3. 葛飾区サッカー連盟各部との連携及び協力

## 5章 役 員

- 第7条 本部会に、下記の役員をおく。
  1. 役員
    - (1) 一般部長 1名
    - (2) 副部長 1名
    - (3) 事務局 1名
    - (4) 運営部 3名（各部に運営委員1名：計3名 オーバー30も同様）
    - (5) 審判部 3名
    - (6) 技術部 3名
    - (7) 会 計 1名
    - (8) 会計監査 1名
  2. 役員の選出は葛飾区サッカー連盟加盟団体理事（代表）の互選により選出する。
  3. 役員の任期は2年とする。補充役員の任期は、前任者の在任期間とする。
  4. 役員の任務について
    - (1) 部長 一般部を代表し役員の統轄を行う。
    - (2) 副部長 部長を補佐し、部長の代行をする。
    - (3) 事務局 加盟団体の登録、連絡、各担当との調整、庶務、事務。
    - (4) 運営 リーグ日程・結果の管理及び指示。及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。
    - (5) 審判 審判講習会開催に関すること。及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。
    - (6) 技術 墨東大会開催に関すること。及び葛飾区サッカー連盟各部との連携。

- (7) 会計 リーグの運営費を管理する。
- (8) 会計監査 リーグ運営費の使用状況を監査する。

## 6章 部常任理事会

第8条 部常任理事会は次の事項について審議する。

### 1. 内容

- (1) 事業計画（リーグ戦の日程・会場・組み合わせ及び審判講習会）の調整
  - (2) 大会、リーグ運営要綱の作成（大会運営委員）／承認（部長・副部長）
  - (3) 加盟団体及び選手の資格審議、追加登録、削除、確定
  - (4) 賞罰の裁定、昇降格の認定
  - (5) 収支報告書の作成（会計）
2. 部常任理事会は必要に応じて部長が召集する。ただし、役員の1／3以上が会議開催の理由を示して請求したときは、部長の遅滞なくこれを召集しなくてはならない。

## 7章 部理事会

第9条 部理事会は、葛飾区サッカー連盟加盟団体の過半数の理事（代表者）によって構成され、次の事項について審議する。

### 1. 審議内容

- (1) 役員（部常任理事会）の承認について
  - (2) 事業計画の承認について
  - (3) 予算及び決算の承認について
  - (4) その他部常任理事会より提出された案件についての審議・承認について
2. 部理事会は年度末に行い、部長がこれを召集し議長となる。
3. 臨時部理事会は、葛飾区サッカー連盟加盟団体理事の1／3以上の要求があるとき及び部長が必要と認められた時、部長がこれを召集する。

## 8章 経費

第10条 本部会の経費は、下記のもので支弁する。  
本部会の大会費は、部理事会において別に定める。

## 9章 附則

- 第11条 本部会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 本部会の決算は、部理事会の承認を得るものとする。
- 第13条 本部会の規程改正は、部常任理事会において変更することができる。
- 第14条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。